

COVID-19 「うつらない」だけではなく「うつさない」 最大の敵は一人ひとりの気の緩みです

高齢者など重症化リスクの高い人は不要不急の外出を控えましょう

発熱、^{けんたい}倦怠感などの症状があれば かかりつけ医に電話で相談してください

高齢者、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設や医療機関などの職員は、少しでも症状があれば、早めに受診してください。



医療機関にかかる時のお願い

- 受診前に必ず医療機関に電話をし、指示に従ってください。
- 複数の医療機関を受診することにより感染が拡大した例がありますので、一つの医療機関を受診してください。
- 医療機関を受診するときはマスクを着用するほか、公共交通機関の利用を避けてください。
- 発熱などの風邪症状がある場合は、仕事や学校は休んで、不要不急の外出は控えてください。

かかりつけ医がいないときは、新型コロナ受診相談センター ☎ 06-7166-9911 へ相談

感染リスクが高まる5つの場面

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
YouTubeチャンネル



引き続きのご協力をお願いします



感染リスクが高まる5つの場面
～年末年始特設サイト～
内閣官房ホームページ

年末年始休日診療（かぜ外来）を榎本病院 敷地内で実施します

年末年始に、発熱などの風邪症状のある人が診療を受けることができるよう、大阪狭山市医師会の協力により休日診療（かぜ外来）を実施します。診療は完全予約制です。受診時は、健康保険証・医療証などを持参し、マスクの着用をお願いします。

実施日時 12月30日(水)～1月3日(日)午前9時～午後0時 **実施場所** 榎本病院駐車場内(東茱萸木四丁目) **対象** 発熱、鼻汁、咳、咽頭痛、味覚嗅覚異常、強い全身倦怠感などの風邪症状のある15歳以上の人 **予約先** 午前9時～午後5時(3日は午前11時まで)に電話で榎本病院 ☎ 366-1818
※中学生までの子どもは13ページ(南河内南部広域小児急病診療体制)を確認してください

問い合わせ 保健センター ☎ 367-1300

現在、新型コロナウイルス感染症が急激に広がっています。特に冬の寒さと乾燥は感染の拡大を助長する環境下であり、これまで以上の対策が求められています。一人ひとりの感染症予防への取り組みが不可欠です。「3密」を避け、「マスク・うがい・手洗い」の基本行動を徹底していただくとともに、今一度、危機感を持って行動していただきたいと思います。

これまでにない、厳しい状況ではございますが、新しい生活様式を実践していただき、新年を迎えていただきますようお願い申し上げます。

市長からのメッセージ



YouTube 動画

大阪狭山市長 古川 照人

正しく恐れ、正しく対策を

～新型コロナウイルス感染症を広げないために～

こんな場面で 感染リスクが高まります

これまでの感染状況から、感染リスクが高い行動や場面が明らかになってきました。新型コロナウイルス感染症の広がり、主に「クラスター」によることが分かっています。感染リスクが高まる場面を避ける工夫が求められています。

大人数や長時間の 飲食

- 狭い空間に長時間の滞在
- 回し飲みや食器の共用
- 大声での会話
- 飲酒による集中力の低下

マスクなしでの 会話

- 近距離・マスクなしの会話
(カラオケやバスの車中など)

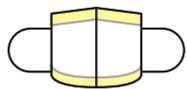
狭い空間での 共同生活

- 長時間にわたる閉鎖空間での共同生活
(部屋やトイレの共用部分など)

居場所の 切り替わり

- 居場所が切り替わることでの気の緩み
(休憩時間、喫煙室や更衣室などへの移動)

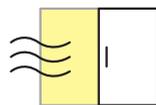
引き続き、新しい生活様式を踏まえ、感染予防対策を徹底しましょう



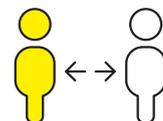
マスクの着用



手洗い・消毒



こまめに換気



適切な距離

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

わが国で新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから1年がたとうとしています。感染拡大により、新型コロナウイルス感染を予防しながら生活することが当たり前となった今、新しい生活様式を柔軟に受け入れていくことで、その中に新たな生きることの価値を見だし、未来を開いていくことができると考えています。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願うとともに、新しいこの年が皆さまに明るく穏やかな一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

大阪狭山市議会議員 山本 尚生

新型コロナウイルス感染症に伴う 緊急応援策 第3弾



市では、新型コロナウイルス感染症拡大に影響を受けた市民の皆さんや市内の事業者の皆さんを支援するため、「生活応援策」「子育て応援策」「事業者応援策」などをパッケージとした緊急応援策を実施しています。これまで応援策の第1弾を5月1日、第2弾を7月8日に発表し、新たに第3弾として以下の事業を追加で実施します。

生活応援策



登録制メール



電話



FAX

情報を一斉配信

災害・緊急情報を様々なツールで配信

概要 事業費 1,188 千円 問い合わせ 防災・防犯推進室 ☎ 366-0011

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急情報や災害情報をはじめとする重要な情報を、電子メールや電話、ファクシミリで一斉に情報発信できるシステムを導入します。これにより、インターネット環境のない人にも、迅速かつ正確な情報伝達が可能となります。

実施時期

3月予定



詐欺被害防止のため自動通話録音装置の貸し出し

概要 事業費 2,640 千円 問い合わせ 防災・防犯推進室 ☎ 366-0011

特殊詐欺を未然に防止するため、被害を抑止する効果が期待できる自動通話録音装置を高齢者のひとり暮らし世帯などへ無料で貸し出しています。コロナ禍に高齢者をねらった振り込め詐欺や還付金詐欺などの件数が増加していることから、貸し出しできる台数を増やします。

実施時期

実施中



市循環バス無料

12月29日(火)~2月28日(日)

生活応援のため市循環バスを無料化

概要 事業費 7,500 千円 問い合わせ 土木グループ ☎ 366-0011

新たな利用者を増やし、必要な外出と生活を応援するとともに、市循環バス事業を下支えするため、12月29日(火)~2月28日(日)の間、市循環バスを無料で運行します。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、車内では消毒や換気などの対策を実施しています。

実施時期

2月28日(日)まで

おおさかさやま電子図書館

OSAKASAYAMA
DIGITAL LIBRARY



24時間
利用可能

選べる
文字サイズ

紛失・破損
の恐れなし

電子図書館の充実

概要 事業費 2,000 千円 問い合わせ 社会教育・スポーツ振興グループ ☎ 349-9487

10月から開始した、「おおさかさやま電子図書館」のさらなる充実に向け、電子書籍を電子図書館ホームページ追加します。アクセスはこちら



実施時期

3月予定

子育て応援策



学習環境の充実

小・中学生向けデジタルドリルを導入

概要 事業費 15,400 千円 問い合わせ 学校教育グループ ☎ 366-0011

児童、生徒のタブレット端末にデジタルドリルを導入することで、学習環境を充実させます。個々の理解度に合わせた自動出題機能や自動採点機能、解説動画を視聴できる機能など、ICTならではの特徴を生かし、児童、生徒一人ひとりに合った学びをサポートします。

実施時期

3月予定



ネットワーク環境整備

オンライン学習環境の整備

概要 事業費 15,593 千円 問い合わせ 教育総務グループ ☎ 366-0011

GIGA スクール構想に基づき、タブレット端末を活用したオンライン学習環境を充実させるため、学校のネットワーク環境を整備します。また、小学校低学年向けにタブレット端末用の保護カバーを整備します。

実施時期

3月予定

事業者応援策



介護サービス事業所の経済的な負担を軽減

介護現場での感染症対策を応援

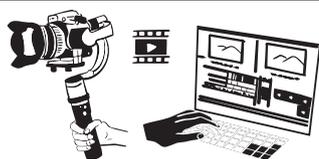
概要 事業費 3,282 千円 問い合わせ 高齢介護グループ ☎ 366-0011

介護サービス事業所などで、利用者のケアに必須の使い捨て手袋が需要増により入手困難なため、市で一括購入し配布することで、事業所の経済的な負担を軽減し、サービスの継続を支援します。また、感染症のクラスター発生に備え、感染症対策物品を備蓄します。

実施時期

2月予定

その他応援策



動画撮影・配信

イベントなどの動画配信の充実

概要 事業費 920 千円 問い合わせ 広報・魅力発信グループ ☎ 366-0011

各種事業を撮影・編集する機器を整備し、オンライン配信することで、「新しい生活様式」のもとでの事業実施や市民参加を促進します。

実施時期

3月予定

呼び出し番号
3番 7番

1階窓口案内モニターを設置

窓口受付システムの機能向上

概要 事業費 7,399 千円 問い合わせ 市民窓口グループ ☎ 366-0011
保険年金グループ ☎ 366-0011

窓口での待ち時間や人数、呼び出し済み番号などを表示する案内モニターを設置し、窓口の混雑を回避します。

実施時期

3月予定

ひとり親世帯への臨時特別給付金

12月下旬に基本給付を再支給しています

ひとり親世帯への支援のため、臨時特別給付金における基本給付分を再度、同額で支給しています。既にこの給付金の基本給付を受けている人には、12月下旬に前回と同じ口座へ振り込んでいます(審査待ちの人は支給決定後に給付しています)。

以下の基本給付が未申請の人は、申請することで、再支給分の基本給付をあわせて受けることができます。なお、追加給付の再支給はありません。

詳しくは問い合わせてください。

市ホームページはこちら



【基本給付】

対象 ①公的年金(遺族年金、障がい年金、老齢年金、遺族補償など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人(児童扶養手当の申請をしていれば、6月分の支給が全額または一部停止されたと推測される人も対象) ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準に減少している人 **支給額** 1世帯5万円、

第2子以降1人につき3万円 **添付書類** ①②共通/マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など本人確認ができるものの写し、通帳やキャッシュカードなど振込口座が確認できるものの写し、戸籍謄本または抄本(児童扶養手当の受給認定を受けている人、ひとり親家庭医療証を持つ人は不要) ①給与明細や課税証明書など平成30年1月～12月の収入額がわかるもの、年金受給者は年金決定通知書など公的年金収入がわかるもの ②給与明細など令和2年2月以降の収入額がわかるもの、年金受給者は年金決定通知書など公的年金収入がわかるもの

【追加給付】

対象 令和2年6月分の児童扶養手当の支給がある人、基本給付①に該当する人で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している人 **支給額** 1世帯5万円 **添付書類** なし **申請方法** 申請書、添付書類などを、〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接。2月26日(金)必着

問い合わせ 厚生労働省ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-400-903、子育て支援グループ ☎ 366-0011

タウンミーティングおおさかさやま

市民目線による考えや発想を得ることを目的に意見交換を行います。話し合った内容は、市ホームページで公表する予定です。

とき・ところ ①29日(金)午後7時から/市役所、②2月7日(日)午前10時から/市立公民館、③2月13日(土)午後2時から/市立コミュニティセンター **対象** 市内に居住・通勤・通学する人 **定員** いずれも30人(先着順) **申し込み** ①

12日(火)～22日(金)、②12日(火)～29日(金)、③12日(火)～2月5日(金)に市役所秘書グループへ直接。または、はがきに住所・名前・電話番号・参加を希望する回を書いて、〒589-8501大阪狭山市役所秘書グループ。ファクシミリ(FAX367-7998)、電子メール(hisho@city.osakasayama.osaka.jp)も可 ※建設的な議論を行う場とするため、単なる要望や政治・宗教活動または営利目的の懇談はお断りします

問い合わせ 秘書グループ ☎ 366-0011



大阪狭山市チャンネル

お家でも、どこでも
見れて楽しめる様々な
コンテンツを臨場感のある
手づくり動画でお届け

QRコードから
チャンネル
登録してね



LINE公式アカウント

大阪狭山市

防災・防犯情報など
大切なお知らせやイベントなど
直接届けたい情報を、あなたの
スマホにプッシュ通知でお届け
QRコードから友だち登録してね



主な公共施設の年始業務日程

施設名	●は休業日、または施設を利用できない日				
	1日(祝)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)
市役所一般業務	●	●	●		
ニュータウン連絡所	●	●	●		
地域包括支援センターニュータウンサテライト	●	●	●		
上下水道部一般業務	●	●	●		
上下水道部お客様センター	●	●	●		
市立コミュニケーションセンター	●	●	●		
ぼっぼえん	●	●	●		
UPっぴ	●	●	●		
子育て交流ひろば	●	●	●		
世代間交流ひろば	●	●	●		
市立公民館	●	●	●		
図書館	●	●	●		
狭山池博物館・郷土資料館	●	●	●		
社会教育センター	●	●	●		
きらっとぴあ	●	●	●		
市民活動支援センター	●	●	●		
地域包括支援センター・基幹相談支援センター・生活サポートセンター・権利擁護センター	●	●	●	※	※
就労準備支援センター	●	●	●		
SAYAKAホール	●	●	●		
市民ふれあいの里	●	●	●		
さやま荘	●	●	●		
さつき荘	●	●	●		
保健センター	●	●	●		
富田林保健所	●	●	●		
小児休日急病診療(富田林病院)	●	●	●		
総合体育館・市民総合グラウンド・野球場・青少年運動広場・池尻体育館・テニスコート・ふれあいスポーツ広場	●	●	●		
社会福祉協議会	●	●	●		
シルバー人材センター	●	●	●		
粗大ごみ収集	●	●	●		
燃えるごみ収集	●	●	●		
し尿くみ取り	●	●	●		
放置自転車等保管所	●	●	●		

※ 4日(月)・5日(火)の業務は社会福祉協議会(今熊一丁目)で行います

年始の粗大ごみ収集日程

1月	収集区域(着色部分)	は1月の収集日に変更がある区域です
第1月曜日	4	池之原、山本、岩室二丁目の一部
第1火曜日	5	大野台五丁目、西山台一丁目、グミヒルズ、茱萸木四丁目の一部
第1水曜日	6	茱萸木五～七丁目、スカイハイツ、ハロータウン金剛、東茱萸木一～四丁目(国道310号沿い)
第1木曜日	7	狭山一～四丁目、半田六丁目(北村)、フォンターナ狭山遊園前、さやま遊園ランドハイツ
第2金曜日	8	大野台一丁目、茱萸木六丁目の一部
第2月曜日	11	オリエント狭山アーバンコンフォート、さやまハイタウン、西山台四丁目1・2番(府営住宅1～21棟)
第2火曜日	12	大野台七丁目、ガーデンハイム狭山、西山台五丁目(公団住宅)、西山台六丁目、今熊四丁目の一部[グリーンタウン西山台(エクセレントヒル)、ディートピア狭山あまの台]
第2水曜日	13	大野、茱萸木八丁目、東茱萸木一～四丁目(国道310号沿いを除く)
第2木曜日	14	今熊二丁目、ヴィラナリー狭山(大野台公園)、茱萸木一～四丁目(グミヒルズを除く)
第3金曜日	15	今熊一・三～七丁目、岩室、グリーンコーポ、西山台三丁目
第3月曜日	18	半田一～五丁目(東村・川向・前田・浦之庄)、パークホームズ、ライブタウン金剛
第3火曜日	19	大野台六丁目、西山台二丁目
第3水曜日	20	大野台四丁目、西山台四丁目3番(府営住宅22～44棟)
第3木曜日	21	金剛一・二丁目、狭山コーポ、セザール狭山、南海シティコート金剛、遊園ハイツ、レークハイツ
第4金曜日	22	東野
第4月曜日	25	池尻北一・二丁目、狭山五丁目、東池尻
第4火曜日	26	大野台二丁目、狭山ハウス
第4水曜日	27	大野台三丁目、狭山グロリアスヒルズ、ライオンズマンション(大阪狭山・金剛)
第4木曜日	28	池尻中三丁目、池尻自由丘一～三丁目
第5金曜日	29	池尻中一・二丁目、ファインキャピタル

※ 1月は、ごみの収集時間が大幅に遅れる可能性があります

問い合わせ 生活環境グループ ☎ 366-0011

「新春年賀交歓会」を中止します

令和3年新春年賀交歓会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 新春年賀交歓会実行委員会事務局(秘書グループ内) ☎ 366-0011

パブリックコメントを募集

2月1日(月)まで

自治基本条例の基本理念

まちづくりの主体は、わたしたち市民です



パブリックコメントの提出 広報誌を読む
市公式 LINE に登録する 地域活動に参加する

それぞれが「まちづくり」につながっています

次の計画(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。市内に居住・通勤・通学する人などが対象です。団体で提出する場合は、意見を取りまとめ提出してください。いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで公表します。個人情報は公表しません。また、個別に連絡することはありません。

素案	第五次大阪狭山市総合計画・第2期大阪狭山市総合戦略	大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画	第6期大阪狭山市障がい福祉計画・第2期大阪狭山市障がい児福祉計画
趣旨	まちづくりの目標である市の将来像を掲げ、これを実現する具体的な施策を明らかにするため、令和3～12年度の計画期間で、「第五次大阪狭山市総合計画」を、あわせて令和3～7年度の計画期間で、「第2期大阪狭山市総合戦略」を策定します	高齢者に係る福祉行政の進め方について定めるため、令和3～5年度の計画期間で、「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」を策定します	障がい者(児)の地域生活を支えるためのサービス基盤整備などに係る成果目標を設定するとともに、障がい福祉サービス、障がい児通所支援などの量的・質的な充実を図るため、令和3～5年度の計画期間で、「第6期大阪狭山市障がい福祉計画」と「第2期大阪狭山市障がい児福祉計画」を一体的に策定します
募集期間	12日(火)～2月1日(月)必着	12日(火)～2月1日(月)必着	12日(火)～2月1日(月)必着
閲覧場所	市役所情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、市立公民館、図書館、福祉センター、保健センター		
その他閲覧場所	企画グループ	高齢介護グループ、地域包括支援センター	福祉グループ 基幹相談支援センター
意見の提出方法	書面(様式自由)に住所・名前・電話番号・計画(素案)に対する意見を日本語で書いて、以下のあて先へ郵送、ファクシミリ、電子メール、市ホームページの申請フォームからまたは直接		
あて先	〒589-8501大阪狭山市役所企画グループ、ファクシミリ(FAX367-1254)、電子メール(kikaku@city.osakasayama.osaka.jp)	〒589-8501大阪狭山市役所高齢介護グループ、ファクシミリ(FAX366-9696)、電子メール(kourei@city.osakasayama.osaka.jp)	〒589-8501大阪狭山市役所福祉グループ、ファクシミリ(FAX366-9696)、電子メール(fukushi@city.osakasayama.osaka.jp)
問い合わせ	企画グループ ☎366-0011	高齢介護グループ ☎366-0011	福祉グループ ☎366-0011

計画(素案)は市ホームページでも閲覧できます



新たな人権擁護委員が委嘱されました

1月1日付で染谷悦子さんと藤岡礼子さんが、新たに人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、人権に関わる様々な相談に応じます。

毎月第3木曜日の午後1時～4時(祝日など休日を除く)に、市役所で人権相談を行っています。相談は無料で秘密は厳守します。

※市役所市民相談・人権啓発グループへ予約が必要です

【人権擁護委員】

- 石井重光(大野台三丁目)
- 谷村三千代(池尻中一丁目)
- 中西隆(西山台五丁目)
- 山中雅典(今熊一丁目)
- 北田徹(大野台六丁目)
- 中井新子(茱萸木三丁目)
- 川添毅(狭山二丁目)
- 藤岡礼子(池尻中三丁目)
- 染谷悦子(半田三丁目)

問い合わせ 市民相談・人権啓発グループ ☎ 366-0011

自分にできるボランティア活動を

17日(日)は「防災とボランティアの日」、15日(金)～21日(木)は「防災とボランティア週間」です。阪神・淡路大震災の際、全国から駆け付けた多くのボランティアが復興への大きな力となり、災害ボランティア活動の重要性が広く認識されたことにちなんで制定されました。地震や局地的豪雨、台風による大規模な自然災害が全国各地で毎年のように発生し、自然の脅威と災害からのいち早い復興の必要性が再認識されています。

ボランティア活動に関心がある人は、被災地でのボランティア活動をはじめ、支援募金、地域の自主防災活動など、できることから参加してみてもいいでしょうか。



内閣府
防災情報
ホームページ

問い合わせ 防災・防犯推進室 ☎366-0011

令和3年度市・府民税の主な改正点

●給与所得控除、公的年金等控除の改正

給与所得控除と公的年金等控除の計算方法が変わります。

●基礎控除の改正

基礎控除が10万円引き上げられ、43万円になります。合計所得金額が2,400万円を超える場合は金額が変わり、2,500万円を超える場合は適用外になります。

●扶養控除などの所得金額要件の見直し

扶養控除などの所得金額要件が10万円引き上げられ、48万円になります。

●ひとり親控除の創設および寡婦(夫)控除の改正

婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じくする子(総所得金額等の合計額が48万円以下)を持つ単身者(合計所得金額500万円以下)に、ひとり親控除を適用します。ただし、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

松浦建設(株)と災害協定を締結

12月10日に、松浦建設(株)と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結しました。

協定内容 災害が発生した場合、建築物、その他工作物の崩壊、転倒および損壊に伴う人命救助や、交通確保のための障害物の除去作業など

問い合わせ 防災・防犯推進室 ☎366-0011

安全安心スクール特別編 ～防災講演会～

いざというときの知識や技術を習得して、地域の防災・防犯力を高めるため、市民を対象に救命・防災・防犯を統合した「安全安心スクール」を開校しています。

とき 16日(土)午前10時～11時30分 **ところ** 市役所・第1会議室 **内容** 生活者の視点で考える防災 **講師** 武蔵野美和さん/元高田地区コミュニティ推進協議会 **参加費** 無料 **定員** 50人(先着順) **申し込み** 電話で市役所防災・防犯推進室

問い合わせ 防災・防犯推進室 ☎366-0011

給与支払報告書の提出期限は2月1日(月)です

給与支払報告書などの法定調書の提出期限は、2月1日(月)です。

所得税の源泉徴収義務がある事業者は、給与支払額の多少にかかわらず、アルバイト・パート・役員などを含むすべての従業員の1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。eLTAX(エルタックス)からも提出できます。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

確定申告は2月16日(火)～3月15日(月)

確定申告は、2月16日(火)～3月15日(月)にすばるホール(富田林市桜ヶ丘町/南海高野線「金剛駅」から南海バス「小金台二丁目バス停」下車)で受け付けます(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は開設)。還付申告は、2月15日(月)以前でも郵送などで提出できます。

問い合わせ 富田林税務署 ☎0721-24-3281

東放課後児童会の運営業務を行う事業者が決定しました

令和3～5年度に東放課後児童会の運営業務を行う事業者を選定委員会における審査の結果、次のとおり決定しました。

事業者名 (社福)光久福祉会

事業所所在地 池尻中一丁目12番8号

問い合わせ 放課後子ども支援グループ ☎366-0011